

令和6年4月1日より、次の事業において変更がありますので、ご確認のうえご利用ください。

①高齢者理容・美容券交付事業

次の人を対象に、理容・美容券を交付します。組合加盟店からご自宅に出張します。
家族が付添って店舗で利用することもできます。

対象者	区内に住所を有する人で、介護保険の要介護4以上と認定された65歳以上の在宅の人
枚数	年6枚（2か月に1枚） 申請月により枚数がことなります
利用者負担金	店舗 450円 在宅 600円
手続き	高齢者理容・美容券申請書に必要事項を記入のうえ、渋谷区役所高齢者福祉課サービス事業係まで持参または郵送してください。 地域包括支援センターでも受付しています。
利用方法	渋谷区指定の理容・美容店で理容可能です。 ご利用当日、お渡してください。 ※営業時間等は店舗にお問い合わせください。
交付申込み 問合せ	高齢者福祉課サービス事業係 電話：03-3463-1873

②高齢者等配食事業

次の人を対象に、配食事業協力店が栄養バランスの取れた食事をお届けし、同時に安否確認を行います。

対象者	渋谷区に在住で、下記いずれかに該当する人 ・75歳以上 ・要介護認定「要支援」「要介護」の認定を受けた人 ・地域包括支援センターが行う基本チェックリストによる「事業対象者」の判定を受けた人 ・セーフティネット見守りサポート事業を利用されている人
回数	1日1食まで
費用	1回の利用につき、150円を区が負担します。
手続き	地域包括支援センターまたは、高齢者福祉課サービス事業係へ申請
問合せ	地域包括支援センター 高齢者福祉課サービス事業係 電話：03-3463-1873